

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和４７年３月１日蔵関第１００号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第６章 通関	第６章 通関
第７節 知的財産侵害物品（輸出）	第７節 知的財産侵害物品（輸出）
（知的財産調査官等の事務）	（知的財産調査官等の事務）
69 の２－５ 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。	69 の２－５ 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。
(1) 知的財産調査官（署所知的財産調査官（署所に設置されている知的財産調査官をいう。以下同じ。）にあっては、ロからへまで及びチからルまでの事務に限る。）	(1) 知的財産調査官（署所知的財産調査官（署所に設置されている知的財産調査官をいう。以下同じ。）にあっては、ロからへまで及びチからルまでの事務に限る。）
イ 輸出差止申立ての受理又は不受理に係る手続（輸出差止申立てにおける専門委員意見照会に係る事務を含む。）	イ 輸出差止申立ての受理又は不受理に係る手続（輸出差止申立てにおける専門委員意見照会に係る事務を含む。）
ロ 認定手続	ロ 認定手続
ハ 輸出差止申立てに係る供託命令	ハ 輸出差止申立てに係る供託命令
ニ 特許庁長官意見照会に係る手続	ニ 特許庁長官意見照会に係る手続
ホ 農林水産大臣意見照会に係る手続	ホ 農林水産大臣意見照会に係る手続
ヘ 経済産業大臣意見照会に係る手続	ヘ 経済産業大臣意見照会に係る手続
ト 認定手続における専門委員意見照会に係る手続	ト 認定手続における専門委員意見照会に係る手続
チ 通関解放に係る手続（供託命令を含む。）	チ 通関解放に係る手続（供託命令を含む。）
リ 知的財産に関する資料及び情報の収集、 <u>分析、管理</u> 及び伝達	リ 知的財産に関する資料及び情報の収集 <u>整理</u> 及び伝達
ヌ 侵害物品に係る審査及び検査手法の研究	ヌ 侵害物品に係る審査及び検査手法の研究
ル 侵害物品の取締りに関する関係部門の指導	ル 侵害物品の取締りに関する関係部門の指導
ヲ 総括知的財産調査官及び他税関の本関知的財産調査官（本関に設置されている知的財産調査官をいう。以下同じ。）との連絡及び調整	ヲ 総括知的財産調査官及び他税関の本関知的財産調査官（本関に設置されている知的財産調査官をいう。以下同じ。）との連絡及び調整
(2) 総括知的財産調査官	(2) 総括知的財産調査官
総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからルまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集、 <u>分析、管理</u> 及び提供を行うものとする。	総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからルまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供を行うものとする。
なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産調査室長に協議するものとする。	なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産調査室長に協議するものとする。
(3) 知的財産担当官	(3) 知的財産担当官
税関長は、監視部（沖縄地区税関にあっては本関監視担当）及び侵害物	税関長は、監視部（沖縄地区税関にあっては本関監視担当）及び侵害物

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和４７年３月１日蔵関第１００号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
品の輸出が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)の口からへ及びチからルまでの事務を処理させる。 （輸出差止実績の公表） 69 の 3－6 侵害物品等に係る輸出差止実績の公表及びその取扱いは、次による。 (1) 侵害物品及び輸出者が自発的処理をした疑義貨物の輸出差止実績については、本省において知的財産別、品目別、仕向国別の全国分件数及び点数を四半期毎に公表する。 (2) 各税関においては、上記(1)の範囲の実績並びに各税関の知的財産別、品目別、仕向国別の件数及び点数の実績について公表して差し支えないが、<u>原則として、上半期分及び年分については公表する。</u> （その他） 69 の 4－12 権利者から輸出差止申立て以外の方法（例：電子メール）により侵害すると認める物品に係る資料等の提供があった場合は、これを受け付けることとし、必要に応じ関係税関にその写しを送付する。なお、この場合においては、できる限り輸出差止申立てを行うようしようとするものとする。 （情報の収集） 69 の 4－13 知的財産調査官は、侵害物品の輸出の取締りのため、次に掲げる資料等の収集に努めるものとする。 ① 知的財産の内容を証する書類 ② 侵害の事実に係る資料 ③ 識別ポイントに係る資料 ④ 侵害物品の特定のために必要と認める資料 ⑤ <u>その他侵害物品の輸出の取締りに関する資料</u> 第 8 節 知的財産侵害物品（輸入） （知的財産調査官等の事務）	品の輸出が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)の口からへ及びチからルまでの事務を処理させる。 （輸出差止実績の公表） 69 の 3－6 侵害物品等に係る輸出差止実績の公表及びその取扱いは、次による。 (1) 侵害物品及び輸出者が自発的処理をした疑義貨物の輸出差止実績については、本省において知的財産別、品目別、仕向国別の全国分件数及び点数を四半期毎に公表する。 (2) 各税関においては、上記(1)の範囲の実績並びに各税関の知的財産別、品目別、仕向国別の件数及び点数の実績について公表して差し支えない。 （その他） 69 の 4－12 権利者から輸出差止申立て以外の方法により侵害すると認める物品に係る資料等の提供があった場合は、これを受け付けることとし、必要に応じ関係税関にその写しを送付する。なお、この場合においては、できる限り輸出差止申立てを行うようしようとするものとする。 （情報の収集） 69 の 4－13 知的財産調査官は、侵害物品の輸出の取締りのため、次に掲げる資料等の収集に努めるものとする。 ① 知的財産の内容を証する書類 ② 侵害の事実に係る資料 ③ 識別ポイントに係る資料 ④ 侵害物品の特定のために必要と認める資料 第 8 節 知的財産侵害物品（輸入） （知的財産調査官等の事務） 69 の 11－5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和４７年３月１日蔵関第１００号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
69 の 11－5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。 (1) 知的財産調査官（署所知的財産調査官にあつては、ハからチまで及びヌからワまでの事務に限る。） イ 輸入差止申立ての受理又は不受理に係る手続（輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る事務を含む。） ロ 輸入差止情報提供の受付 ハ 認定手続 ニ 輸入差止申立てに係る供託命令 ホ 見本検査承認申請に係る手続（供託命令を含む。） ヘ 特許庁長官意見照会に係る手続 ト 農林水産大臣意見照会に係る手続 チ 経済産業大臣意見照会に係る手続 リ 認定手続における専門委員意見照会に係る手続 ヌ 通関解放に係る手続（供託命令を含む。） ル 知的財産に関する資料及び情報の収集、<u>分析、管理</u>及び伝達 ワ 侵害物品に係る審査及び検査手法の研究 ヰ 侵害物品の取締りに関する関係部門の指導 カ 総括知的財産調査官及び他税関の本関知的財産調査官との連絡及び調整 (2) 総括知的財産調査官 総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからワまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集、<u>分析、管理</u>及び提供を行うものとする。 なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産調査室長に協議するものとする。 (3) 知的財産担当官 税関長は、監視部（沖縄地区税関にあつては本関監視担当）及び侵害物品の輸入が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)のハからチまで及びヌからワまでの事務を処理させる。	(1) 知的財産調査官（署所知的財産調査官にあつては、ハからチまで及びヌからワまでの事務に限る。） イ 輸入差止申立ての受理又は不受理に係る手続（輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る事務を含む。） ロ 輸入差止情報提供の受付 ハ 認定手続 ニ 輸入差止申立てに係る供託命令 ホ 見本検査承認申請に係る手続（供託命令を含む。） ヘ 特許庁長官意見照会に係る手続 ト 農林水産大臣意見照会に係る手続 チ 経済産業大臣意見照会に係る手続 リ 認定手続における専門委員意見照会に係る手続 ヌ 通関解放に係る手続（供託命令を含む。） ル 知的財産に関する資料及び情報の収集<u>整理</u>及び伝達 ワ 侵害物品に係る審査及び検査手法の研究 ヰ 侵害物品の取締りに関する関係部門の指導 カ 総括知的財産調査官及び他税関の本関知的財産調査官との連絡及び調整 (2) 総括知的財産調査官 総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからワまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供を行うものとする。 なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産調査室長に協議するものとする。 (3) 知的財産担当官 税関長は、監視部（沖縄地区税関にあつては本関監視担当）及び侵害物品の輸入が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)のハからチまで及びヌからワまでの事務を処理させる。 （輸入差止実績の公表）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和４７年３月１日蔵関第１００号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（輸入差止実績の公表） 69 の 12－6 侵害物品等に係る輸入差止実績の公表及びその取扱いは、次による。 (1) 侵害物品及び輸入者が自発的処理をした疑義貨物の輸入差止実績については、本省において知的財産別、品目別、仕出国別の全国分件数及び点数を四半期毎に公表する。 (2) 各税関においては、上記(1)の範囲の実績並びに各税関の知的財産別、品目別、仕出国別の件数及び点数の実績について公表して差し支えないが、<u>原則として、上半期分及び年分については公表する。</u> （その他） 69 の 13－13 権利者から輸入差止申立て及び輸入差止情報提供以外の方法（例：電子メール）により侵害すると認める物品に係る資料等の提供があった場合は、これを受け付けることとし、必要に応じ関係税関にその写しを送付する。なお、この場合においては、できる限り輸入差止申立て又は輸入差止情報提供を行うようしようようするものとする。 （情報の収集） 69 の 13－14 知的財産調査官は、侵害物品の輸入の取締りのため、次に掲げる資料等の収集に努めるものとする。 ① 知的財産の内容を証する書類 ② 侵害の事実に係る資料 ③ 識別ポイントに係る資料 ④ 侵害物品の特定のために必要と認める資料 ⑤ <u>その他侵害物品の輸入の取締りに関する資料</u>	69 の 12－6 侵害物品等に係る輸入差止実績の公表及びその取扱いは、次による。 (1) 侵害物品及び輸入者が自発的処理をした疑義貨物の輸入差止実績については、本省において知的財産別、品目別、仕出国別の全国分件数及び点数を四半期毎に公表する。 (2) 各税関においては、上記(1)の範囲の実績並びに各税関の知的財産別、品目別、仕出国別の件数及び点数の実績について公表して差し支えない。 （その他） 69 の 13－13 権利者から輸入差止申立て及び輸入差止情報提供以外の方法により侵害すると認める物品に係る資料等の提供があった場合は、これを受け付けることとし、必要に応じ関係税関にその写しを送付する。なお、この場合においては、できる限り輸入差止申立て又は輸入差止情報提供を行うようしようようするものとする。 （情報の収集） 69 の 13－14 知的財産調査官は、侵害物品の輸入の取締りのため、次に掲げる資料等の収集に努めるものとする。 ① 知的財産の内容を証する書類 ② 侵害の事実に係る資料 ③ 識別ポイントに係る資料 ④ 侵害物品の特定のために必要と認める資料